嘉麻市移住・定住支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1　目的

この要領に定めるプロポーザルは、嘉麻市移住・定住支援業務を委託するに当たり、業務に対する理解度、企画提案内容、業務遂行能力等を総合的に評価し、本業務の実施に最も適した者を受託候補者として選定するために実施するものである。

2　業務概要

（1）件名

嘉麻市移住・定住支援業務委託

（2）業務内容

別紙「令和 9～11 年度　嘉麻市移住・定住支援業務委託　仕様書」のとおり。

ただし、仕様書に記載する要件を満たす範囲において、より優れた提案がある場合には、提案書に記載することは差し支えない。その場合、具体的な提案内容及び理由を明確に記載すること。

（3）履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

（4）上限額（予定価格）

本業務に係る委託料の上限額（予定価格）は、総額 13,635,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

令和　9 年度上限額：4,545,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）
令和 10 年度上限額：4,545,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）
令和 11 年度上限額：4,545,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）
※上記上限額を超える提案を行った場合は失格とする。

3　参加資格要件

本件に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）過去10年以内（平成28年度から令和7年度）に国、地方公共団体その他公共的団体等から受託した移住・定住支援、地域活性化、情報発信等に関する業務の実績を有する法人等であること。
（2）宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。
（3）本業務を適切かつ円滑に履行するために必要な体制及び人員を確保できる者であること。
（4）経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。
（5）法人等またはその代表者等が次の各号に該当しないこと。

①団体の役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいること
②嘉麻市政治倫理条例第6条各号に規定する者
③地方自治法施行令第167条の4に規定する者
④会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っている者
⑤破産法に基づく、破産手続き開始の申し立てをしている者
⑥所得税、法人税、消費税及び地方消費税、市税及び公共料金等を完納していない者
⑦嘉麻市建設工事等指名競争入札参加者指名停止規程に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

4 選定方法

（1）選定方法

受託候補者の選定については、公募によるプロポーザル方式とする。

参加を希望する者は、プロポーザル参加申込を行い、市は参加資格についての第一次審査を行う。

参加資格を取得した者（以下「参加者」という。）は、企画提案書等の提出及び第二次審査にてプレゼンテーションを行い、市は提案内容及び申請書類等を総合的に評価し、業務委託者として受託候補者を選定する。

（2）選定スケジュール等

項目	日程
①実施要領等の公表・配布	令和8年11月2日（月）～令和8年11月16日（月）
②質問の受付	令和8年11月9日（月）～ 令和8年11月13日（金）正午まで
③質問に対する回答	令和8年11月16日（月） 17 時までに回答
④プロポーザルの参加申込の受付	令和8年11月17日（火）～令和8年11月24日（火）
⑤第一次審査（参加資格審査）	令和8年11月25日（水）～令和8年12月4日（金）
⑥第一次審査結果通知	令和8年12月8日（火）予定
⑦企画提案書の提出期限	令和8年12月18日（金）17時まで
⑧第二次審査（プレゼンテーション）	令和9年1月21日（木）予定
⑨選定結果の通知	令和9年 1 月下旬頃
⑩契約締結	令和9年月1下旬頃

（3）選定委員会

市は嘉麻市移住・定住業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定を実施する。選定委員会は委員長 1 名及び委員 5 名の計 6 名（有識者 2 名、職員 4 名）をもって組織し受託業者を選定するための評価基準の詳細及び配点を定め、企

画提案等の評価を行う。

5　実施要領等の配布

実施要領、仕様書及び申込書類は、嘉麻市役所ホームページからダウンロードするか、下記担当所管にて配布する。

（1）配布期間

令和8年11月2日(月)～令和8年11月16日(月)

（2）配布時間

午前8時30分から午後5時まで

（3）配布場所

福岡県嘉麻市岩崎1180番地1(本庁舎3階)

嘉麻市役所　産業振興課　シティプロモーション係

※市 HP （http://www.city.kama.lg.jp/)からダウンロード可

6　実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

（1）質問の受付期間

令和8年11月9日(月)から令和8年11月13日(金)正午まで

（2）提出方法

・質問票(様式第 1 号)を用い、本要領第 13 項の担当部署のメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。

・件名は「嘉麻市移住・定住支援業務委託プロポーザル質問」とすること。

・電子メールを送付した際は必ずその旨を電話にて連絡すること。

（3）質問に対する回答

① 回答期間

令和8年11月16日(月)17 時まで

② 回答方法

市ホームページに掲載する。

③ その他

・質問者の事業所名等は公表しない。

・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

・本要領及び仕様書等の内容に関する質疑は、質問票による電子メールでのみ受け付け、電話又は口頭による質疑応答・相談は受け付けない。

・質問に対する回答内容は実施要領及び仕様書の捕捉又は修正とみなす。

7　プロポーザルへの参加申込手続き

（1）提出書類

プロポーザル参加希望者は、次の資料を各１部提出すること（A4 ファイル綴じ。すべて原本及び原本証明されたもの）。ただし、令和８年度嘉麻市入札参加資格有資格者名簿に登録されている法人については、⑤から⑩までの資料の提出を省略することができる。

① プロポーザル参加申込書（様式第２号）

② 会社概要書（A4 版任意様式）

※ 会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容及び連絡先等を記載すること。ただし、法人案内（パンフレット）による代替を可とする。

③ 実績一覧（様式第３号）

※③に記載した実績を確認できる資料（契約書、仕様書、報告書の抜粋、成果集計資料、チラシ・募集ページ写し、契約書又は仕様書の写し等）を添付すること。（任意様式）

④ 実施体制表（様式第4号）

※③から④に個人情報を含む部分は、必要に応じて黒塗り等の措置を行うこと。

⑤ 財務諸表（直近の決算のもの）

⑥ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）
法人以外の団体にあっては、代表者の住民票抄本（3ヶ月以内に取得したもの）

⑦ 各種納税証明書（法人及び代表者について納付義務のあるものは全て添付すること）

・国税：法人の場合　法人税・消費税及び地方消費税　「様式その3の3」
個人の場合　申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税　「様式その3の2」

・県税：個人事業税・法人県民税・法人事業税　「滞納（未納）税額のない証明」

⑧ 誓約及び納付状況調査同意書（様式第5号）

⑨ 欠格条項等に該当しない旨の誓約書（様式第6号）

⑩ 定款、寄附行為、規約その他これらの類する書類

※なお、参加申込者が１者の場合も、企画提案書の提出を求め、審査を実施するものとする。ただし、評価基準に定める基準点を満たさない場合は、受託候補者として選定しない。

（2）提出期間

令和8年11月17日（火）～令和8年11月24日（火）17 時まで【必着】

（3）提出方法

本要領第 13 項の担当部署へ、直接持参、又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等について本市はその責任を負わない。なお持参の場合は閉庁日を除く8時30分から17時までとする。

（4）辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を提案書提出期限（令和 8 年 12 月 18 日）までに持参又は郵送にて提出すること。

8　企画提案書等の提出

参加者は、下記により企画提案書等を提出するものとする。

(1)提出書類

ア　企画提案書（様式第8号）

イ　業務実施計画書（任意様式）

ウ　見積書（様式第9号）

※見積書には各年度の見積額に対し、別紙にて業務内容ごとの金額を記載した内訳書を添付すること。（内訳書の様式は任意）

(2)提出期限

令和8年12月18日（金）17 時まで（必着）

(3)提出方法

本要領第 13 項に記載の担当課まで、直接持参又は郵送により提出すること。

(4)提出にあたっての留意事項

ア　提出は1参加者につき1提案とする。

イ　企画提案書の提出部数は、正本1部、副本9部（コピー可）とする。併せて電子データをメールに添付、もしくはストレージを介して1部提出すること。
書類はファイリングして、表紙に『嘉麻市移住・定住支援業務委託事業者選定企画提案書』と参加者の名称を記載する。

ウ　企画提案書は、日本工業規格A4サイズとする。

エ　企画提案書に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

オ　企画提案書の再提出及び差替えは認めない。ただし、選定委員会での適正な選定に支障があると認められる場合には、再提出を指示することがある。

カ　選定委員会が必要と認める場合には、追加資料を求めることがある。

キ　企画提案書は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがある。

ク　企画提案書の内容は、労働基準法等関係法令を遵守すること。

9　審査方法

（1）第一次審査（参加資格審査）

① 実施日

令和8年11月25日（水）～令和8年12月4日（金）

② 審査方法

参加申込者から提出された書類に基づき、次の事項について第一次審査を行い、その結果を各参加申込者に通知する。参加申込者が１者のみの場合も同様とする。

（ア）参加資格審査

参加申込者から提出された書類を基に、本要領第3項に定める参加資格要件との照合を行い、参加資格を確認できない場合は失格とする。

（イ）申請書類の審査

本要領第７項に定める提出書類が全て揃っていることを審査し、必要な書類の不足その他重大な不備がある場合は失格とする。

（2）第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、全ての参加申込者に対し、書面又は電子メールにより通知する。参加資格を有すると認められた者には、併せて第二次審査の実施日時等を通知する。

（3）第二次審査（プレゼンテーション）の実施

企画提案について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

① 実施日時及び場所は次のとおりとし、実施時間等の詳細は別途通知する。

日時：令和9年1月21日（木）予定

② プレゼンテーションに際しての時間配分は、次のとおりとする。

ア 説明時間：20分程度

イ 質疑応答：10分程度

③ 留意事項等

出席者は3名以内とする。

提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用できるものとする。

会場には、スクリーン及び電源を準備する。パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が準備すること。

（4）第二次審査結果の通知

選考結果については、すべての提案者に対し、書面により通知する。

10　受託候補者の選定

（1）選定方法

選定委員会の委員長及び委員が企画提案の評価を行い、次の算定方式によって、評価

点の合計が最も高い参加者を受託候補者として選定する。
有識者（2名）の採点は全て採用し、職員（4名）の採点は最高点及び最低点を除き、中間（2名）の採点を採用する。評価点の合計が同点となった場合は、見積金額が低い者を受託候補者とする。また、参加者が 1 者の場合であっても、参加資格を満たし、企画提案の評価点が6割以上であれば受託候補者として選定する。

なお、選定された業務委託事業者が辞退等をした場合は、次点の参加者を受託候補者として選定し、その者が辞退等をした場合は以下同じとする。

ただし、委員会において審査した結果、選定委員の評価点が 6 割未満の場合はその限りではない。

（2）企画提案の評価基準

企画提案の評価項目は、別表嘉麻市移住・定住支援業務委託事業選定に係る配点基準表に定める評価項目とする。

（3）参加者の失格

次のいずれかに該当する者は失格とする。

① 企画提案書等の提出期限に遅れた者
② 虚偽の内容を記載若しくは説明などを行った者
③ 見積価格が上限額を超えている者
④ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態の者
⑤ 審査の公平性を害する行為を行った者
⑥ 理由なくプレゼンテーションに遅刻・欠席した者
⑦ その他、提案にあたり著しく信義に反する行為等を行った者

11 契約候補者の決定及び契約

選定委員会の審査結果に基づき、最優秀提案者を受託候補者として決定する。ただし、協議の結果、契約締結に至らない場合は、次点者を受託候補者とすることができる。

契約内容は、企画提案書、見積書及び仕様書等を基に協議のうえ決定するものとする。最優秀提案者であっても、協議の結果、提案内容の一部変更又は業務条件の調整を行う場合がある。

12　その他の事項

(1)企画提案書の作成等、参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2)プロポーザル参加申請書、企画提案書等の提出書類は返却しない。

(3)採用された提出書類の著作権は、嘉麻市に帰属し、それ以外の提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、公表等に必要な場合、市はその提出書類の全部又は一部を参加者の承諾なしに使用できるものとする。

(4)提出書類は、嘉麻市情報公開条例に基づき、開示する場合がある。

(5)本要領に定める事項の他、必要な事項については、別途市が定めるものとする。

13　担当部署(問い合わせ・提出先)

嘉麻市役所　産業振興課　シティプロモーション係

住　所:〒820-0292

福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

担当者:山本・大里

電話:0948-42-7452

FAX:0948-42-7096

Email:pr@city.kama.lg.jp

（別表） 嘉麻市移住・定住支援業務委託事業選定に係る配点基準表に定める評価項目

評価項目	評価内容	配点基準
目的の理解	事業目的・課題認識	①本業務の目的及び本市の移住・定住に関する現状・課題を的確に捉え、その解決策が適切に提案されているか。
ターゲット設計	ターゲットの具体化・根拠	①優先ターゲットを踏まえ、より効果が見込まれる具体的な人物像やニーズが設定され、その根拠が明確な提案となっているか
情報接触・行動導線	募集・誘導の仕組み	①ターゲットに情報を届ける媒体・訴求方法が具体的かつ効果的か
		②情報接触から相談・イベント等の申込・来訪等につながる導線が具体的かつ実行可能か
		③相談・申込等により接点を得た移住検討者との関係を継続し、次の行動につなげる仕組みが提案されているか。
地域の魅力発信	情報発信の企画・運用	①SNS、Web サイト等を活用し、嘉麻市ならではの暮らしや地域の魅力をターゲットに効果的に伝える具体的な提案となっているか
		②発信内容・頻度・運用方法等が継続的に実施可能で、発信結果を踏まえた効果検証や改善が図られる提案となっているか
相談対応	相談対応の体制・手法	①相談者の状況やニーズに応じた相談対応の方法・フローが具体的かつ実行可能か
		②相談後のフォローや追加相談等につなげる仕組みが提案されているか
		③相談者を現地訪問、再来訪等の次の行動につなげる具体的な方策が示されているか
接点機会	地域資源を活用した交流・体験	①嘉麻市の地域資源を活かし、「嘉麻市らしい暮らし」を体感できる具体的な機会が提案されているか
		②接点機会の実施内容・運営方法が具体的かつ実行可能か
		③実施後の効果検証・改善及び再来訪、追加相談等につなげる仕組みがあるか
KPI 設計	指標・目標値の妥当性	①KGI 達成に向けた KPI 及び目標値が適切に設定され、その算定根拠が明確かつ合理的か

		②KPI 達成状況の把握・分析を業務改善につなげられる設計となっているか
業務遂行（地域連携含む）	実施体制・地域連携・実現可能性	①本業務を確実に遂行するための人員・役割分担等が具体的で、十分な実施体制となっているか
		②地域ネットワークや協力先等を活かし、嘉麻市の地域特性に即した業務遂行が期待できるか
		③相談対応、地域連携、調査分析等を継続的かつ効果的に実施できる業務運用力が示されているか
		④限られた期間・予算・人員の中で、実際に実行し、成果につなげられる提案となっているか
見積書による価格評価	配点×（有効な企画提案者のうち最低見積金額）／（当該提案者の見積金額） ※小数点第１位を四捨五入	